

## 受取会費等の使途に関する規程

平成24年8月1日

改定 平成29年5月30日

### (目的及び意義)

第1条この規程は、この法人の受取会費等の使途について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条この規程において、受取会費等とは以下のものとする。

- (1) 受取正会員会費
- (2) 受取法人会員会費
- (3) 受取学生会員会費
- (4) 受取賛助会員会費
- (5) 使途の定めのない寄附金

### (使途)

第3条この法人においては、受取会費等のうち5割以上を「公益目的事業会計」に使用し、残額を「法人会計」に使用するものとする。

2「公益目的事業会計」、「法人会計」の区分については、行政庁に提出している事業区分によるものとする。

### (改廃)

第4条この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附則（平成24年8月1日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会としての登記の日より施行する。

### 附則（平成29年5月30日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会理事会の議決の日から適用する。